

労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日：令和6年3月25日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
泉山勝工務店	秋田県鹿角市	R5. 3. 15	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5メートルの屋根で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5. 3. 15送検
BHW (株)	秋田県仙北郡美郷町	R5. 3. 27	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第349条	感電による危険防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5. 3. 27送検
(株) 斎藤建設	秋田県大館市	R5. 4. 14	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約3か月間の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5. 4. 14送検
陳麻家 外旭川店	秋田県秋田市	R5. 5. 11	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約1か月間の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5. 5. 11送検
(有) 菅原工務店	秋田県潟上市	R5. 6. 6	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ約5メートルの屋根で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく関係請負人の労働者に作業を行わせたもの	R5. 6. 6送検
(有) 小松板金	秋田県潟上市	R5. 6. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5メートルの屋根で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5. 6. 6送検
(株) トヨハマ	山形県米沢市	R5. 7. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約7.6メートルの屋根の端で、手すりを設ける等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5. 7. 6送検
秋田スパーク (株)	秋田県湯沢市	R5. 10. 12	最低賃金法第4条	労働者5名に、8か月間の定期賃金合計約460万円を支払わなかったもの	R5. 10. 12送検
響屋大曲煙火 (株)	秋田県大仙市	R6. 3. 5	労働基準法第32条 労働基準法第35条	労働者14名に対し、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働・休日労働を行わせたもの	R6. 3. 5送検
やまと建設 (株)	秋田県鹿角市	R6. 3. 7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さが約2.3メートルの作業床の上で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 3. 7送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(株) 慶樹	秋田県由利本荘市	R6. 3. 15	最低賃金法第4条	労働者1名に、5か月間の定期賃金合計約69万円を支払わなかったもの	R6. 3. 15送検